

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月10日

【会社名】 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社

【英訳名】 MACNICA FUJI ELECTRONICS HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 潔

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社マクニカ  
取締役 佐野 繁行  
富士エレクトロニクス株式会社  
上席執行役員総務部長兼営業管理・支援担当 常富 正夫

【最寄りの連絡場所】 株式会社マクニカ  
神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3  
富士エレクトロニクス株式会社  
東京都文京区本郷3丁目2番12号

【電話番号】 株式会社マクニカ  
(045) 470 - 9870 (大代表)  
富士エレクトロニクス株式会社  
(03) 3814 - 1411 (大代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社マクニカ  
取締役 佐野 繁行  
富士エレクトロニクス株式会社  
上席執行役員総務部長兼営業管理・支援担当 常富 正夫

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0円(注)1  
405,350,000円(注)2  
(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。  
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	2,200個（注）1、2
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成27年4月1日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1 株式会社マクニカ（以下、「マクニカ」といいます。）及び富士エレクトロニクス株式会社（以下、「富士エレクトロニクス」といいます。）は、平成27年4月1日付けでマクニカ及び富士エレクトロニクス（以下、総称して「両社」といいます。）を株式移転完全子会社とし、マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）を株式移転完全親会社とする株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）を予定しております。本届出書に係る新株予約権は、当社が、マクニカ第2回新株予約権の新株予約権者に対し付与する当社のマクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権についてのものであります。
- 2 平成26年11月30日現在のマクニカ第2回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、本株式移転により当社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のマクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにマクニカ第2回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。
- 3 割当対象者は、当社の設立の日の前日の最終のマクニカの新株予約権原簿に記載又は記録されたマクニカ第2回新株予約権の新株予約権者であります。
- 4 新株予約権は、平成26年10月27日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）及び平成26年11月17日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の一部変更）、並びに平成26年12月26日に開催予定の両社の各臨時株主総会の各特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	550,000株（注）2 なお、株式移転計画書 別紙3 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	737円 なお、株式移転計画書 別紙3 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	405,350,000円（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額737円（注）4 資本組入額369円（注）4
新株予約権の行使期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社 神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3 2. 取次場所 該当事項はありません。 3. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 横浜支店
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙3 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「(12) その他の新株予約権の行使条件」をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式移転計画書 別紙3 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「(8) 新株予約権の取得事由及び条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙3 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「(9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

- (注) 1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
- 2 平成26年11月30日現在のマクニカ第2回新株予約権の個数（2,200個）に新株予約権の目的となる株式の数（1個あたり250株）を乗じた数を記載しております。マクニカ第2回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数（550,000株）に新株予約権の行使時の払込金額（737円）を乗じた金額となります。なお、上記（注）2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画書別紙3の(6)をご参照ください。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定です。

### (2) 【手取金の使途】

今回の募集は、本株式移転に際して、マクニカの新株予約権者が有するマクニカ第2回新株予約権の経済的価値の損失を防ぐために、本株式移転後の株式移転設立完全親会社である当社が、前記新株予約権に代えて、これらと実質的に同一の経済的効果を持つ当社新株予約権を交付するものであり、資金調達を目的としておりません。したがって、新株予約権は無償で発行され、新規発行による手取金は発生しません。

また、新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1 【組織再編成の目的等】

##### (1) 経営統合の目的及び理由

###### 経営統合の背景

マクニカは、昭和47年に外国製半導体を取り扱う技術専門会社として設立され、FPGA（ユーザの回路を任意にプログラムできるIC）を始めとする技術サポートが不可欠な商品を中心に取扱商品の幅を広げてきました。また、平成12年にシンガポールに現地法人を設立して以降、日系顧客とのビジネスだけでなく、ローカル顧客とのビジネスも開始し、アジア、欧州、北米、南米とグローバルに営業エリアを広げております。

一方、富士エレクトロニクスは、昭和45年の創業以来、主としてアナログ半導体をメインにメーカー系列にとらわれず顧客ニーズにマッチした外国製半導体を「BEST CHOICE」として販売する半導体専門会社として、ビジネス展開をしてまいりました。その特長として、肌理細かいサービスと日本国内を中心とする地域戦略により産業機器分野の中堅・中小規模のお客様に有数の取引基盤を持っております。また顧客の生産拠点のアジアシフトに対応するため、香港を始めとしてアジア・パシフィック地域に4拠点、またアメリカにも宇宙関連の先端半導体を扱う子会社を保有しております。

このように、両社は、主に電機・機器メーカーに半導体・電子部品を供給する独立系半導体会社として事業を行っておりますが、国内半導体市場の成熟化、半導体会社間の競争激化、技術の高度化、半導体メーカーの統合、及び顧客の生産拠点のグローバル化等、両社を取り巻く事業環境の変化は加速しております。

かかる事業環境のもと、両社は、今後の事業の継続的な成長・発展のためには、両社の独自性を活かしつつ各々の強みの融合により、顧客・サプライヤー双方にとって今まで以上に満足度の高い付加価値を提供することが必要であるとの認識で一致し、本株式移転を行うことに合意いたしました。

###### 経営統合の目的

本株式移転によって、両社は、外国製半導体及び電子部品を中心に扱う独立系半導体会社として、日本最大級の規模及び技術力を持つ企業グループとなります。

新グループにおきましては、大手から中堅・中小まで広範な顧客基盤に対して、両社の融合により外国製半導体及び電子部品を含めた様々な商材の拡大と、充実したサービスの提供により、国内においては規模の大小を問わず全ての顧客取引でトップの会社となることを目指します。具体的には、本株式移転を通じて、以下の内容の実現を目指します。なお、新グループの経営理念等につきましては、今後、決定次第公表いたします。

##### ( ) 取扱商品・顧客基盤の拡大による成長力の強化

本株式移転により独立系半導体会社として、取扱商品・顧客基盤とも日本最大級のグループとなり、その規模を生かした顧客サービスの充実により更なる事業の拡大を目指します。

また、顧客ニーズを的確に把握することによりビジネスを拡大し、サプライヤーからの評価を一段と高めていくことを目指します。

##### ( ) 中堅・中小顧客に対する付加価値の高いソリューションの提供による取引の拡大

富士エレクトロニクスの強みは中堅・中小規模の顧客に幅広い取引基盤を有することです。一方、マクニカの強みはシステムレベルの技術提案力、及び充実した海外ネットワーク等のサービスインフラにあります。本株式移転により、中堅・中小規模の顧客に対しても従来以上の技術提案力とサービスインフラの一段の活用によるサプライチェーン・マネジメント・サービスの提供により取引の拡大を目指します。

##### ( ) 情報システム、物流等の機能の効率化・合理化による生産性・経営効率の向上

両社の情報システム・物流等の機能を出来る限り効率化・合理化し、顧客のニーズへの対応力アップ・物流の効率化・業務自動化の推進により生産性及び経営効率の一層の向上を目指します。

##### ( ) 組織・人材の融合による経営基盤の強化

統合目的に沿った組織力の強化を図り、海外を含む人材の交流による個々の社員のポテンシャルの最大活用を目指します。

## (2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

## 提出会社の企業集団の概要

## ア 提出会社の概要

(1) 名称	マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社 (英文社名：MACNICA FUJI ELECTRONICS HOLDINGS, INC.)
(2) 本店所在地	神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3
(3) 代表者及び役員の 就任予定	取締役会長 神山 治貴 現：マクニカ 取締役会長 取締役副会長 息栖 邦夫 現：富士エレクトロニクス 代表取締役会長兼CEO 代表取締役社長 中島 潔 現：マクニカ 代表取締役社長 代表取締役副社長 息栖 清 現：富士エレクトロニクス 代表取締役社長兼COO 取締役 佐野 繁行 現：マクニカ 取締役 取締役 西沢 英一 現：富士エレクトロニクス 常務取締役 取締役 荒井 文彦 現：マクニカ 取締役 取締役 小野寺 真一 現：富士エレクトロニクス 常務取締役 取締役 Seu, David Daekyung 現：マクニカ 取締役 監査役 宇佐美 豊 現：マクニカ 常勤監査役 監査役 朝日 義明 現：マクニカ 監査役 監査役 三村 藤明 現：富士エレクトロニクス 監査役
(4) 事業内容	半導体・集積回路等の電子部品の輸出入、販売等を行う会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務
(5) 資本金	100億円
(6) 決算期	3月末日
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 総資産	現時点では確定していません。

## イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、両社の臨時株主総会における承認を前提として、平成27年4月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) 株式会社マクニカ	神奈川県 横浜市 港北区	11,194	半導体・集積回路 などの電子部品の 輸出入、販売、開 発、加工、電子機 器並びにそれらの 周辺機器及び付属 品の開発、輸 入、販売、その他	100.0	7	未定	未定	未定	未定
富士エレクトロニ クス株式会社	東京都 文京区	4,835	内外半導体、集積 回路、マイクロコ ンピュータ及び関 連機器、各種機構 部品、A/D・ D/Aコンバータ 及びマイコン開発 支援装置の開発・ 設計・国内販売と 輸出入	100.0	5	未定	未定	未定	未定

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、両社は、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる両社の最近事業年度末日（マクニカは平成26年3月31日、富士エレクトロニクスは平成26年2月28日）の状況は、以下のとおりです。

### マクニカの概要

#### ( ) 事業内容

マクニカの事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) マクニカ」をご参照ください。

#### ( ) 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)アルティマ (注)3	横浜市港北区	339百万円	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0	商品の販売、仕入 不動産の賃貸、 業務受託、資金の預り、 債務保証あり 役員の兼任2名
マクニカネットワークス(株)	横浜市港北区	300百万円	ネットワーク事業	100.0	商品の販売、仕入 不動産の賃貸、 業務受託、資金の預りあり 役員の兼任1名
(株)エルセナ	東京都新宿区	350百万円	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0	商品の販売、仕入 不動産の賃貸、 業務受託、資金の預り、 債務保証あり 役員の兼任3名
(株)コージェント	横浜市港北区	100百万円	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0	商品の販売、仕入 不動産の賃貸、 業務受託、資金の貸付あり 役員の兼任1名
マクニカソリューションズ(株)	横浜市港北区	100百万円	ネットワーク事業	100.0 (100.0)	商品の仕入 不動産の賃貸、 業務受託、資金の預りあり 役員の兼任1名
MACNICA HONG KONG, LIMITED	香港、中国	3,500千HKD	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0 (100.0)	商品の販売、仕入 債務保証あり
MACNICA ASIA PACIFIC PTE LTD (注)4	シンガポール	31,938千USD	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0 (100.0)	商品の販売、仕入 債務保証あり
MACNICA TAIWAN, LIMITED	台北、台湾	4,000千TWD	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0 (100.0)	商品の販売、仕入
MACNICA SHANGHAI, LIMITED	上海、中国	3,400千USD	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0	商品の販売、仕入
MACNICA (THAILAND) CO., LTD.	バンコク、タイ	100,000千THB	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0 (100.0)	商品の販売、仕入
CYTECH TECHNOLOGY LIMITED (注)3,4	香港、中国	304,556千HKD	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0	資金の貸付、債務保証あり
CYTECH TECHNOLOGY INTERNATIONAL TRADING(SHANGHAI) LIMITED	上海、中国	830千USD	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0 (100.0)	なし
CYTECH GLOBAL PTE.LTD.	シンガポール	500千USD	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0 (100.0)	債務保証あり
SHENZHEN CYTECH ELECTRONICS CO. LTD.	深セン、中国	1,000千CNY	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0 (100.0)	なし
GALAXY FAR EAST CORPORATION (注)4	台北、台湾	761,117千TWD	集積回路及び電子デバイスその他事業	66.7 (66.7)	商品の販売 債務保証あり
GFE INTERNATIONAL (HONG KONG) LTD.	香港、中国	2,924千USD	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0 (100.0)	なし
GFEI CYTECH TECHNOLOGY (SHENZHEN) LTD.	深セン、中国	1,000千HKD	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0 (100.0)	なし
GALAXY TECHNOLOGY HOLDINGS CO., LTD.	バージン諸島、 英領	2,150千USD	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0 (100.0)	持株会社
MACNICA CHUNGJU CO., LTD. (注)4	台北、台湾	905,000千TWD	集積回路及び電子デバイスその他事業	100.0 (0.6)	持株会社

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 2 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。
- 3 (株)アルティマ及びCYTECH TECHNOLOGY LIMITEDは、連結売上高に占める売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の割合が100分の10を超えております。なお、当該会社の主要な損益情報等は次のとおりであります。

	主要な損益情報等 (百万円)				
	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
(株)アルティマ	47,207	1,492	892	9,757	28,049
CYTECH TECHNOLOGY LIMITED	30,190	670	596	9,620	23,669

- 4 特定子会社であります。

#### 富士エレクトロニクスの概要

##### ( ) 事業内容

富士エレクトロニクスの事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) 富士エレクトロニクス」をご参照ください。

##### ( ) 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) クレストロニクス(株)	東京都文京区	99,500千円	電子部品等の販売	100.0	電子部品等の販売・仕入 役員の兼任等：有 仕入債務に富士エレクトロ ニクスが保証
東京電子販売(株)	東京都中野区	199,600千円	〃	100.0	電子部品等の販売・仕入 役員の兼任等：有
フジ・エレクトロニクス・アメリ カ・インク	米国 カリフォル ニア	110千 米ドル	〃	100.0	電子部品等の販売・仕入 役員の兼任等：有
富士半導体有限公司	中国 香港	6,000千 香港ドル	〃	90.0	電子部品等の販売・仕入 役員の兼任等：有 借入金債務に富士エレクト ロニクスが保証
フジ・セミコンダクター・シン ガポール・Pte.,Ltd.	シンガポール	750千 シンガポ ール ドル	〃	100.0	電子部品等の販売・仕入 役員の兼任等：有 借入金債務に富士エレクト ロニクスが保証
富際電子貿易(上海)有限公司	中国 上海	200千 米ドル	〃	100.0	電子部品等の販売・仕入 役員の兼任等：有
フジ・セミコンダクター(タイ) Co.,Ltd.	タイ バンコク	20,000千 タイバーツ	〃	100.0 (0.5)	電子部品等の販売・仕入 役員の兼任等：有

- (注) 1 上記連結子会社は、いずれも特定子会社に該当していません。
- 2 上記連結子会社は、いずれも有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。
- 3 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超える連結子会社がないため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
- 4 「議決権の所有(被所有)割合」欄の(内書)は間接所有であります。



提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、両社は当社の完全子会社になる予定であります。前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社と当社の完全子会社である両社の役員の兼任関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

当社と当社の完全子会社である両社との取引関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

## 2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

## 3 【組織再編成に係る契約】

### (1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両社は、両社の臨時株主総会による承認を前提として、平成27年4月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成26年10月27日の両社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。また、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する統合契約書を締結しております。なお、両社は、平成26年11月17日付の両社の取締役会決議に基づき、上記統合契約書の一部を変更する統合契約変更覚書を締結するとともに、同日付で本株式移転計画の一部を変更する株式移転計画変更覚書の締結しているため、後記「(2) 株式移転計画の内容」においては、当該変更後の内容を記載しております。

本株式移転計画に基づき、マクニカの普通株式1株に対して当社の普通株式2.5株を、富士エレクトロニクスの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、それぞれ割当て交付いたします。本株式移転計画においては、平成26年12月26日に開催される予定の両社の臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、両社の剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

### (2) 株式移転計画の内容

#### 株式移転計画書

株式会社マクニカ（以下「マクニカ」という。）と富士エレクトロニクス株式会社（以下「富士エレクトロニクス」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本移転計画」という。）を作成する。

#### 第1条（株式移転）

本移転計画の定めるところに従い、マクニカ及び富士エレクトロニクスは、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第7条に定義する。以下同じ。）において、マクニカ及び富士エレクトロニクスの発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

## 第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

## 1．新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

## (1) 目的

新会社の目的は、別紙1の「定款」第2条記載のとおりとする。

## (2) 商号

新会社の商号は、「マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社」とし、英文では「MACNICA FUJI ELECTRONICS HOLDINGS, INC.」と表示する。

## (3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、神奈川県横浜市とし、本店の所在場所は、神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3とする。

## (4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

## 2．前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の「定款」記載のとおりとする。

## 第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

## 1．新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役会長	神山治貴
取締役副会長	息栖邦夫
代表取締役社長	中島潔
代表取締役副社長	息栖清
取締役	佐野繁行
取締役	西沢英一
取締役	荒井文彦
取締役	小野寺真一
取締役	Seu, David Daekyung

## 2．新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

常勤監査役	宇佐美豊
監査役	朝日義明
監査役	三村藤明

## 3．新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

## 第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

## 1．新会社は、本株式移転に際して、マクニカ及び富士エレクトロニクスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるマクニカ及び富士エレクトロニクスの株主に対し、その所有するマクニカ又は富士エレクトロニクスの普通株式に代わり、（ ）マクニカが基準時に発行している普通株式数に2.5を乗じた数、及び（ ）富士エレクトロニクスが基準時に発行している普通株式数に1を乗じた数の合計に相当する数の新会社の普通株式を交付する。

## 2．新会社は、前項の規定により交付される新会社の普通株式を、基準時におけるマクニカ及び富士エレクトロニクスの株主に対して、以下の割合をもって割り当てる。

(1) マクニカの株主に対しては、その所有するマクニカの普通株式1株につき、新会社の普通株式2.5株の割合

(2) 富士エレクトロニクスの株主に対しては、その所有する富士エレクトロニクスの普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合

3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

#### 第5条（新株予約権の取扱い）

1. 新会社は、本株式移転に際して、マクニカの第2回新株予約権（その内容は別紙2「マクニカ第2回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「マクニカ第2回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、マクニカ第2回新株予約権に代わり、新会社の成立の日の前日の最終のマクニカの新株予約権原簿に記載又は記録されたマクニカ第2回新株予約権の総数と同数の新会社の第1回新株予約権（その内容は別紙3「新会社第1回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「新会社第1回新株予約権」という。）を交付する。
2. 前項の規定により交付される新会社第1回新株予約権の割当てについては、新会社の成立の日の前日の最終のマクニカの新株予約権原簿に記載又は記録されたマクニカ第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有するマクニカ第2回新株予約権1個につき新会社第1回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。

#### 第6条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
100億円
- (2) 資本準備金の額  
25億円
- (3) 利益準備金の額  
0円

#### 第7条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、平成27年4月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、マクニカ及び富士エレクトロニクス協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. マクニカは、平成26年12月26日を開催日として臨時株主総会を招集し、本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 富士エレクトロニクスは、平成26年12月26日を開催日として臨時株主総会を招集し、本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、マクニカ及び富士エレクトロニクス協議の上、合意により前二項に定める臨時株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第9条（剰余金の配当）

1. マクニカは、平成27年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり30円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 富士エレクトロニクスは、平成27年2月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり50円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

3. マクニカ及び富士エレクトロニクスは、前二項に定める場合を除き、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。ただし、マクニカ及び富士エレクトロニクス協議の上、合意した場合についてはこの限りでない。

#### 第10条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

#### 第11条（自己株式の消却）

マクニカ及び富士エレクトロニクスは、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時において消却するものとする。

#### 第12条（会社財産の管理等）

マクニカ及び富士エレクトロニクスは、本移転計画作成後新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、マクニカ及び富士エレクトロニクスは、それぞれ（その子会社を含む。）の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本移転計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめマクニカ及び富士エレクトロニクス協議の上、他方当事者の同意を得てこれを行い、又はこれを行わせる。

#### 第13条（本移転計画の効力）

本移転計画は、（ ）第8条に定めるマクニカ若しくは富士エレクトロニクスの株主総会のいずれかにおいて本移転計画の承認若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、（ ）本株式移転につき必要な法令に定める関係当局等の承認等が得られなかった場合、又は（ ）次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

#### 第14条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本移転計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、マクニカ又は富士エレクトロニクスの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、マクニカ及び富士エレクトロニクスは、協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

#### 第15条（協議事項）

本移転計画に定める事項のほか、本移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本移転計画の趣旨に従い、マクニカ及び富士エレクトロニクスが別途協議の上、合意により定める。

以上

本移転計画作成の証として、本書2通を作成し、マクニカ及び富士エレクトロニクスが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年10月27日

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3

株式会社マクニカ

代表取締役社長 中島 潔

東京都文京区本郷3丁目2番12号お茶の水センタービル

富士エレクトロニクス株式会社

代表取締役社長 息栖 清

別紙 1

## 定 款

## 第 1 章 総 則

（商 号）

第 1 条 当社は、マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社と称し、英文では、MACNICA FUJI ELECTRONICS HOLDINGS, INC.と表示する。

（目 的）

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理すること並びにこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 半導体・集積回路等の電子部品の輸出入、販売
- (2) 電子機器・電子通信機器並びにそれらの周辺機器及び付属品の開発、輸出入、販売、リース
- (3) 第 1 号及び第 2 号に関連するソフトウェアの開発、輸出入、販売
- (4) 半導体・集積回路等の電子部品の開発、加工
- (5) 電子機器・電気通信機器並びにそれらの周辺機器及び付属品の施工、据付、調整、保守
- (6) 電子機器・電気通信機器並びにそれらの周辺機器及び付属品の導入に関する指導、コンサルティング
- (7) 情報・通信及びエレクトロニクスに関連する出版物の企画、制作、販売
- (8) 情報処理サービス業
- (9) 不動産賃貸業
- (10) 前各号に付帯又は関連する一切の業務

2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

（機 関）

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

（株主名簿管理人）

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第12条 当社の株式に関する取扱い、株主権の行使の手續等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

（招 集）

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者及び議長）

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## （決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## （議決権の代理行使）

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

## （員数）

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

## （選任方法）

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

## （任期）

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

## （代表取締役及び役付取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から取締役社長及び取締役副社長それぞれ1名を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から、取締役会長、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

## （取締役会の招集権者及び議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## （取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

## （取締役会の決議の省略）

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## （取締役会規程）

第26条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。



## （報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## （取締役の責任免除）

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、同条項に定める取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

## （員数）

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

## （選任方法）

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## （任期）

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## （常勤の監査役）

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

## （監査役会の招集通知）

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

## （監査役会規程）

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## （報酬等）

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## （監査役の責任免除）

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、同条項に定める監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

（事業年度）

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（中間配当）

第41条 当社は、取締役会の決議によって、中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をいう。）をすることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の金銭には利息をつけない。

## 第8章 附 則

（最初の事業年度）

第44条 第40条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成28年3月31日までとする。

（取締役及び監査役の当初の報酬等）

第45条 第27条及び第35条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の総額は年額550百万円以内とし、監査役の報酬等の総額は年額70百万円以内とする。

（附則の削除）

第46条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

## マクニカ第2回新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の名称

株式会社マクニカ第2回新株予約権

## (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権 1個につき当社普通株式100株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により上記目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

## (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額とし、行使価額は金1,841円とする。

なお、発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権又は平成14年4月1日改正前商法第280条の19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式数を控除した数というものとし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、発行日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、(12)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使できる期間

上記(5)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から上記(5)に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

上記(8)に準じて決定する。

(10)新株予約権の割当日

平成22年8月30日

(11)新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合においては、これを切り捨てるものとする。

(12)その他の新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の相続は認めないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

## 新会社第 1 回新株予約権の内容

会社の商号                   マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社  
新株予約権の名称           マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社 第 1 回新株予約権

## (1) 新株予約権の名称

マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社 第 1 回新株予約権

## (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、新株予約権 1 個につき当社普通株式250株とする。

ただし、平成26年10月27日以降当社の成立の日の前日までにマクニカがマクニカの普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、及び新株予約権発行後、当社が当社の普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、前記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

## (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額とし、行使価額は金 737円とする。

なお、平成26年10月27日以降当社の成立の日の前日までにマクニカがマクニカの普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合及び新株予約権発行後当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、平成26年10月27日以降当社の成立の日の前日までにマクニカがマクニカの普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合及び新株予約権発行後当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数を切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とはマクニカ又は当社の発行済株式数からマクニカ又は当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、(12)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

**新株予約権を行使できる期間**

上記(5)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から上記(5)に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

上記(8)に準じて決定する。

**(10)新株予約権の割当日**

平成27年4月1日

**(11)新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の処理**

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合においては、これを切り捨てるものとする。

**(12)その他の新株予約権の行使条件**

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社（その子会社を含む。）の取締役の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の相続は認めないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。



## 4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

## (1) 株式移転比率

会社名	マクニカ	富士エレクトロニクス
株式移転比率	2.5	1

## (注) 1 株式の割当比率

マクニカの普通株式1株に対して当社の普通株式2.5株、富士エレクトロニクスの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議のうえ、変更することがあります。

## (注) 2 当社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

当社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により100株未満の当社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取することを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

## (注) 3 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 58,643,207株

マクニカの発行済株式総数18,110,252株（平成26年9月末時点）、富士エレクトロニクスの発行済株式総数16,320,828株（平成26年8月末時点）に基づいて算出しております。但し、両社は、当社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時までに、それぞれが保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を消却することを予定しているため、マクニカの有する自己株式数377,647株（平成26年9月末時点）、富士エレクトロニクスの有する自己株式数2,009,133株（平成26年8月末時点）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、本株式移転効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までにマクニカの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

## (2) 株式移転比率の算定根拠等

## 割当ての内容の根拠及び理由

上記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率の決定にあたって公正性を期すため、マクニカはS M B C 日興証券株式会社（以下「S M B C 日興証券」といいます。）を、富士エレクトロニクスは大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、それぞれ第三者算定機関に任命し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼いたしました。両社は、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、平成26年10月27日に開催された両社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

## 算定に関する事項

## ( ) 算定機関の名称及び当事会社との関係

マクニカの第三者算定機関であるS M B C 日興証券及び富士エレクトロニクスの第三者算定機関である大和証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

## ( ) 算定の概要

S M B C 日興証券は、株式移転比率の算定について、両社が証券取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法を採用するとともに、両社ともに比較可能な上場類似会社が複数存在し類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法による算定を行い、更に両社について将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出するディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行いました。各算定手法における算定結果は下記のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、富士エレクトロニクスの普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、マクニカの普通株式1株に割り当てる当社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	1 : 2.349 ~ 2.503
類似上場会社比較法	1 : 2.165 ~ 3.324
D C F 法	1 : 2.141 ~ 3.468

なお、市場株価法については、株式移転比率算定書作成日の前営業日である平成26年10月24日を算定基準日として、東京証券取引所における両社の算定基準日までの1ヶ月間及び3ヶ月間の各期間における取引日の終値平均株価、並びに富士エレクトロニクスによる「平成27年2月期 第2四半期決算短信」が公表された平成26年10月7日の翌営業日から算定基準日までの期間の終値平均株価を採用しております。

S M B C 日興証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。S M B C 日興証券は、両社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。S M B C 日興証券は、提供された両社それぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両社それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、マクニカの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。S M B C 日興証券の算定は、平成26年10月27日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

また、S M B C 日興証券は下記「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、マクニカ取締役会からの依頼に基づき、平成26年10月27日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件及び免責条件のもとに、本株式移転比率が、マクニカの株主にとって財務の見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）をマクニカに提出しております。

一方、大和証券は、株式移転比率の算定について、両社が証券取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法を採用するとともに、両社ともに比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に両社について将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出するDCF法による算定を行いました。各算定手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、富士エレクトロニクスの普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、マクニカの普通株式1株に割り当てる当社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	1 : 2.329～2.510
類似会社比較法	1 : 2.063～3.119
D C F 法	1 : 2.284～3.616

なお、市場株価法については、株式移転比率算定書作成日の前営業日である平成26年10月24日を算定基準日として、東京証券取引所における両社の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均株価、並びに富士エレクトロニクスによる「平成27年2月期 第2四半期決算短信」が公表された平成26年10月7日の翌営業日から算定基準日までの期間の終値平均株価を採用しております。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、両社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された両社それぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両社それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、富士エレクトロニクスの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。大和証券の算定は、平成26年10月27日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

また、大和証券は下記「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、富士エレクトロニクス取締役会からの依頼に基づき、平成26年10月27日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件及び免責条件のもとに、本株式移転比率が、富士エレクトロニクスの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を富士エレクトロニクスに提出しております。

#### 当社の上場申請等に関する取扱い

両社は、新たに設立する当社の株式について、東京証券取引所に新規に上場申請を行う予定です。上場日は当社の設立日である平成27年4月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、当社の上場に先立ち、平成27年3月27日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。

なお、上場廃止の期日につきましては、両社とも東京証券取引所の各規則により決定されます。

#### 公正性を担保するための措置

マクニカは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

#### ( ) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

マクニカは、本株式移転の公正性を担保するために、上記「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関としてS M B C日興証券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。マクニカは、第三者算定機関であるS M B C日興証券の分析及び意見を参考として富士エレクトロニクスとの交渉・協議を行い、上記「(1) 株式移転比率」記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを平成26年10月27日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、マクニカはS M B C日興証券から平成26年10月27日付にて、本株式移転における株式移転比率は、マクニカの普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

( ) 独立した法律事務所からの助言

マクニカは、マクニカの取締役会における意思決定に係る手続の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、マクニカの意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

一方、富士エレクトロニクスは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

( ) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

富士エレクトロニクスは、本株式移転の公正性を担保するために、上記「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。富士エレクトロニクスは、第三者算定機関である大和証券の分析及び意見を参考としてマクニカとの交渉・協議を行い、上記「(1) 株式移転比率」記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを平成26年10月27日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、富士エレクトロニクスは大和証券から平成26年10月27日付にて、本株式移転における株式移転比率は、富士エレクトロニクスの普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

( ) 独立した法律事務所からの助言

富士エレクトロニクスは、富士エレクトロニクスの取締役会における意思決定に係る手続の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、富士エレクトロニクスの意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたっては、マクニカと富士エレクトロニクスとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】

富士エレクトロニクスの定款においては、富士エレクトロニクスの単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを富士エレクトロニクスに請求すること（いわゆる単元未満株式の買増請求）ができる旨の規定はありませんが、当社の定款においてはかかる規定があります。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

マクニカ又は富士エレクトロニクスの株主が、その有するマクニカ又は富士エレクトロニクスの普通株式につき、マクニカ又は富士エレクトロニクスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、マクニカの株主は平成26年12月26日に開催予定の臨時株主総会（マクニカ）に先立って、富士エレクトロニクスの株主は同日に開催予定の臨時株主総会（富士エレクトロニクス）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれマクニカ又は富士エレクトロニクスに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、マクニカ又は富士エレクトロニクスが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

#### 議決権の行使の方法について

##### マクニカ

議決権の行使の方法としては、平成26年12月26日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、マクニカに平成26年12月25日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、マクニカに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、マクニカは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

##### 富士エレクトロニクス

議決権の行使の方法としては、平成26年12月26日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、富士エレクトロニクスに平成26年12月25日午後5時30分までに到着するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、富士エレクトロニクスに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、富士エレクトロニクスは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

#### 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時における両社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に割り当てられます。株主は、自己のマクニカ又は富士エレクトロニクスの株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることになります。

#### (2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

##### 新株予約権の買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、マクニカが既に発行している新株予約権については、各新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

なお、富士エレクトロニクスは、本届出書提出日現在において、新株予約権を発行しておりません。

また、両社は、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

##### 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

## 7 【組織再編成に関する手続】

### (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、マクニカにおいては富士エレクトロニクスの、富士エレクトロニクスにおいてはマクニカの最終事業年度に係る計算書類等の内容、マクニカにおいては富士エレクトロニクスの、富士エレクトロニクスにおいてはマクニカの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下、「重要な財産の処分等」といいます。）、並びにマクニカにおいてはマクニカの、富士エレクトロニクスにおいては富士エレクトロニクスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等を記載した書面を、両社の本店に平成26年12月11日よりそれぞれ備え置く予定であります。

の書類は、平成26年10月27日開催の両社の取締役会において承認された本株式移転計画であります。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、本株式移転に際してマクニカの新株予約権を保有する新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社の新株予約権の内容、数、割当てに関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、マクニカにおいては平成26年3月期の、富士エレクトロニクスにおいては平成26年2月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、マクニカにおいては富士エレクトロニクスの平成26年2月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、富士エレクトロニクスにおいてはマクニカの平成26年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類であります。の書類は、マクニカにおいてはマクニカの平成26年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、富士エレクトロニクスにおいては富士エレクトロニクスの平成26年2月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類であります。

これらの書類は、それぞれマクニカ又は富士エレクトロニクスの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

### (2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成26年5月22日	経営統合に関する覚書締結（両社）
平成26年10月27日	統合契約書締結及び株式移転計画承認取締役会（両社）
平成26年10月27日	統合契約書締結及び株式移転計画作成（両社）
平成26年10月28日	臨時株主総会基準日公告日（両社）
平成26年11月11日	臨時株主総会基準日（両社）
平成26年12月26日（予定）	株式移転計画承認臨時株主総会（両社）
平成27年3月27日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（両社）
平成27年4月1日（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成27年4月1日（予定）	当社株式上場日

但し、今後手続きを進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。

## (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

## 普通株式について

マクニカ又は富士エレクトロニクスの株主が、その有するマクニカ又は富士エレクトロニクスの普通株式につき、マクニカ又は富士エレクトロニクスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年12月26日開催予定の各臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれマクニカ又は富士エレクトロニクスに対し通知し、かつ、上記各臨時株主総会において本株式移転に反対し、両社が、上記各臨時株主総会の決議の日（平成26年12月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 新株予約権について

マクニカが既に発行している新株予約権については、各新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

マクニカの第2回新株予約権については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

なお、富士エレクトロニクスは、本届出書提出日現在において、新株予約権を発行しておりません。また、両社は、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

## 第2 【統合財務情報】

## (1) 当社

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

## (2) 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、両社の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高（百万円）	303,355
経常利益（百万円）	12,631
当期純利益（百万円）	7,845

## (3) 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる両社の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下のとおりです。

## マクニカ

## 主要な経営指標等の推移

## 連結経営指標等の推移

回次		第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月		平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高	(百万円)	149,263	188,440	188,893	196,452	255,967
経常利益	(百万円)	3,350	6,395	6,638	5,689	10,603
当期純利益	(百万円)	1,767	4,476	3,337	3,348	6,382
包括利益	(百万円)		3,767	3,692	5,205	9,007
純資産額	(百万円)	56,687	59,719	62,724	67,186	75,255
総資産額	(百万円)	101,807	103,305	110,979	115,315	139,715
1株当たり純資産額	(円)	3,122.50	3,303.13	3,474.04	3,717.99	4,160.37
1株当たり当期純利益	(円)	99.82	252.89	188.53	189.15	360.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)					359.18
自己資本比率	(%)	54.3	56.6	55.4	57.1	52.8
自己資本利益率	(%)	3.2	7.9	5.6	5.3	9.1
株価収益率	(倍)	15.3	8.1	10.6	10.1	8.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,702	2,842	17,907	3,259	3,987
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	24	4,842	1,714	1,867	1,501
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	642	5,012	4,007	2,808	1,421
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	15,044	11,910	24,222	17,089	18,637
従業員数	(名)	1,514 (172)	1,555 (168)	1,664 (166)	1,781 (174)	1,827 (200)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第39期、第40期、第41期及び第42期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が希薄化効果を有しないため記載しておりません。

3 第41期連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、遡及処理後の数値を記載しております。

4 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員の年間平均雇用数を括弧内に外数で記載しております。



富士エレクトロニクス  
 主要な経営指標等の推移  
 連結経営指標等の推移

回次	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月	平成22年 2月	平成23年 2月	平成24年 2月	平成25年 2月	平成26年 2月
売上高 (千円)	29,500,511	42,850,951	41,855,269	40,550,782	47,387,197
経常利益 (千円)	1,507,903	3,551,005	3,152,510	2,757,482	2,028,135
当期純利益 (千円)	964,734	2,218,634	1,784,330	1,690,564	1,463,368
包括利益 (千円)			1,607,056	1,867,384	1,740,414
純資産額 (千円)	20,398,885	20,727,834	21,492,229	22,290,528	23,353,030
総資産額 (千円)	28,673,533	33,600,848	33,832,403	33,955,137	36,454,160
1株当たり純資産額 (円)	1,331.36	1,434.32	1,500.01	1,591.95	1,664.36
1株当たり当期純利益 (円)	63.03	146.18	124.51	119.17	104.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	71.1	61.6	63.5	65.6	64.0
自己資本利益率 (%)	4.8	10.8	8.5	7.7	6.4
株価収益率 (倍)	13.4	10.1	9.3	9.7	12.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,424,594	1,199,109	1,661,007	2,186,933	2,568,165
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,804,832	512,352	1,023,552	280,490	547,967
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	788,906	1,992,223	982,423	1,222,787	618,726
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	8,968,911	10,238,620	12,061,184	12,807,490	9,163,058
従業員数 (名)	351	367	392	392	414

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第40期及び第41期は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、第42期、第43期及び第44期は潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。

### 第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

#### 2 【沿革】

- 平成26年10月27日 両社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び統合契約書の締結を決議いたしました。
- 平成26年12月26日 両社の各臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成27年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

なお、両社の沿革につきましては、各社の有価証券報告書（マクニカにおいては平成26年6月26日、富士エレクトロニクスにおいては平成26年5月30日提出）をご参照ください。

## 3 【事業の内容】

当社は、半導体・集積回路等の電子部品の輸出入、販売等を行う会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となる両社の事業の内容は以下のとおりであります。

## (1) マクニカ

マクニカグループは、マクニカと子会社33社で構成され、集積回路、電子デバイス、ネットワーク関連商品の販売を中心とした事業及び市場調査を行っております。

マクニカグループの事業に関わる主な関係会社等の事業の位置付けは、次のとおりであります。

摘要	会社名	セグメントの名称	事業内容	
子会社	連結子会社	(株)アルティマ	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		マクニカネットワークス(株)	ネットワーク事業	ネットワーク関連商品の販売
		(株)エルセナ	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		(株)コージェント	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		マクニカソリューションズ(株)	ネットワーク事業	ネットワーク関連商品の販売
		MACNICA HONG KONG, LIMITED	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		MACNICA ASIA PACIFIC PTE LTD	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		MACNICA TAIWAN, LIMITED	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		MACNICA SHANGHAI, LIMITED	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		MACNICA (THAILAND) CO., LTD.	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		CYTECH TECHNOLOGY LIMITED	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		CYTECH TECHNOLOGY INTERNATIONAL TRADING(SHANGHAI) LIMITED	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		CYTECH GLOBAL PTE. LTD.	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		SHENZHEN CYTECH ELECTRONICS CO. LTD.	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		GALAXY FAR EAST CORPORATION	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		GFE INTERNATIONAL (HONG KONG) LTD.	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		GFEI CYTECH TECHNOLOGY (SHENZHEN) LTD.	集積回路及び電子デバイスその他事業	半導体及び電子部品の販売
		GALAXY TECHNOLOGY HOLDINGS CO., LTD.	集積回路及び電子デバイスその他事業	持株会社
		MACNICA CHUNGJU CO., LTD.	集積回路及び電子デバイスその他事業	持株会社
		主要な非連結子会社	MACNICA USA, Inc.	集積回路及び電子デバイスその他事業

## (2) 富士エレクトロニクス

富士エレクトロニクスは専ら外国製半導体を仕入れ、国内大手から中堅ユーザーを中心に販売しておりますが、国内子会社であるクレストロニクス㈱及び東京電子販売㈱は、親会社がカバーできない中小・小口ユーザーや親会社とは異なる仕入ラインの活用による販売をしております。

このうち平成11年10月に買収したクレストロニクス㈱は、国産半導体に強みがありますが、これに富士エレクトロニクスの仕入ラインを加えることによる相乗効果を狙いとしております。平成15年1月に子会社化した東京電子販売㈱は富士エレクトロニクスにない海外仕入ラインを有し、富士エレクトロニクスと連携した販売先開拓を狙いとしております。

一方、海外子会社については、フジ・エレクトロニクス・アメリカ・インクの場合、米国の航空宇宙の最先端技術をいち早く日本に導入する機能を有し、富士エレクトロニクスの航空宇宙向半導体の仕入先となっております。富士半導体有限公司の場合は、全世界の最新情報入手の他、中国マーケットへ進出する日系企業との取引拡大を図っており、生産拠点を中国の華東、華北地区にシフトしている日系企業のサポート向上のため、平成16年6月に富際電子貿易(上海)有限公司を設立し、中国向けの営業体制を強化いたしました。フジ・セミコンダクター・シンガポール・Pte., Ltd. の場合は、マレーシアはじめ東南アジアに進出する日系企業との取引拡大を図っており、特にタイにおける日系企業サポート強化のため、平成24年9月にフジ・セミコンダクター(タイ)Co.,Ltd.を開設し、東南アジア地域の営業体制を強化いたしました。

## 4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる両社の関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 当社

当社は新設会社であるため、未定であります。

## (2) 連結会社

当社の完全子会社となるマクニカにおいては平成26年9月末日現在の、富士エレクトロニクスにおいては平成26年8月末日現在の従業員の状況につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

マクニカ

平成26年9月末日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
集積回路及び電子デバイスその他事業	1,548 [ 91 ]
ネットワーク事業	280 [ 62 ]
その他	112 [ 49 ]
合計	1,940 [ 202 ]

(注) 1 連結の状況を記載しております。

2 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員の年間平均雇用数を括弧内に外数で記載しております。

富士エレクトロニクス

平成26年8月末日現在

部門別の名称	従業員数（人）
営業部門	366 [ 58 ]
管理部門	54 [ 6 ]
合計	420 [ 64 ]

(注) 1 連結の状況を記載しております。

2 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員の年間平均雇用数を括弧内に外数で記載しております。

3 富士エレクトロニクス及びその関係会社は、報告セグメントが「電子部品等販売事業」のみであり、セグメント情報の記載を省略しているため、部門別の名称は「営業部門」と「管理部門」としております。

## (3) 労働組合の状況

## 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

## 連結会社

当社の完全子会社となる両社の本届出書提出日までの1年間における労働組合の状況につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

マクニカ

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円滑に推移しております。

富士エレクトロニクス

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円滑に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の業績等の概要につきましては、各社の有価証券報告書（マクニカにおいては平成26年6月26日、富士エレクトロニクスにおいては平成26年5月30日提出）及び四半期報告書（マクニカにおいては平成26年8月8日及び平成26年11月14日提出、富士エレクトロニクスにおいては平成26年7月15日及び平成26年10月15日提出）をご参照ください。

### 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の生産、受注及び販売の状況につきましては、各社の有価証券報告書（マクニカにおいては平成26年6月26日、富士エレクトロニクスにおいては平成26年5月30日提出）をご参照ください。

### 3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の対処すべき課題につきましては、各社の有価証券報告書（マクニカにおいては平成26年6月26日、富士エレクトロニクスにおいては平成26年5月30日提出）をご参照ください。

### 4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

#### (1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成27年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・臨時株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

## (2) マクニカの事業等のリスク

マクニカの経営成績、財政状態等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

### シリコンサイクル・景気変動の影響について

マクニカグループの属する半導体業界はシリコンサイクルと呼ばれる好不況の一定のサイクルが存在し、過去40年近くに渡って4年ごとに浮き沈みを繰り返していると言われます。これは、半導体市場の上昇局面では、多くの企業が一斉に生産設備の増強を計画し、その後、生産も同時に行われるため、供給過剰が発生して製品価格が下落し、売上高の減少・停滞が発生するものです。一方、不況となれば一斉に投資に抑制がかかり、その後は供給不足となって価格下落が止まるとともに稼働率が上がって再び好況となります。マクニカグループは、このような半導体業界特有のサイクルによる好不況の影響を受ける可能性があります。また、このようなサイクルとは別にマクニカグループが取り扱う半導体の需要の変化や半導体が搭載される製品の価格やライフサイクルの変化などによってマクニカグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 特定取引先への依存度について

マクニカグループにおいて主要な仕入先であるALTERA CORP.の平成26年3月期における連結仕入実績に対する割合は20.0%であります。ALTERA CORP.とは代理店契約（契約は日本アルテラ㈱及びALTERA INTERNATIONAL LIMITED）を締結し、これまで取引関係は安定的に推移してきましたが、このような取引関係が継続困難となった場合や、ALTERA CORP.の製品需要又は製品供給の動向によっては、マクニカグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

マクニカグループは、最先端の技術・商品を有した国内外の様々な企業を仕入先として活動しておりますが、これらの仕入先がM&Aに遭遇したり、仕入先自体の代理店政策の見直しにより代理店再編成が生じた場合は、商権に変更が生じるなど業績に影響を与える可能性があります。また、半導体及びネットワーク業界は、技術革新の激しい業界であります。仕入先の商品開発力が著しく低下し、商品の競争力に優位性が保てない場合は、マクニカグループの業績に影響を与える可能性があります。

### 新規仕入先の継続的な発掘について

マクニカグループは国内外の最先端の技術力を持ち、競争力の高い商品を有した企業をいち早く発掘し、代理店契約を締結することで商品ラインナップを拡大・強化してまいりました。これら企業の獲得競争は激しいものとなっており、仮にこのような新規仕入先の継続的な発掘が困難になった場合は、マクニカグループの事業計画の遂行に影響を及ぼす可能性があります。また、新規仕入先の発掘、契約の確保、また新規仕入先との良好な関係づくりのために、投資事業組合や新規仕入先に投資を行う場合もあります。マクニカグループでは、キャピタルゲインの獲得を目的とした投資は行っておりませんが、経済の低迷、株式市場の悪化や仕入先の業績低迷などから投資が減損適用となる等によりマクニカグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 得意先の海外生産移管による影響に関して

マクニカグループは主に国内のエレクトロニクス・情報通信機器メーカーに集積回路及び電子デバイスを販売しております。これら国内のメーカーは、日本よりも人件費の安い台湾、中国、東南アジア諸国など主にアジア・パシフィック圏内に生産拠点の移管を進めております。マクニカグループでは、これらの国内企業の動きに合わせ、引き続き販売活動及び技術サポートが展開できるよう台湾、香港、上海、シンガポール等に現地法人を設立しておりますが、国内でデザインした開発案件が、これらの国々に生産移管され、マクニカグループの販売活動が及ばない地域に移管されるなど、販売活動が継続困難な場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 半導体の高機能化とマクニカ技術サポート力について

マクニカグループの属する半導体業界は、技術革新の激しい業界にあり、半導体自体も集積度の向上、多機能化など常に革新が続けているため高度な技術力を必要とします。このような環境の中でマクニカグループは、他社との差別化・競争優位性を明確にするため、社内の技術力を高め、単に半導体を販売するだけでなく技術サポートを付加することにより業績の拡大に努めてまいりましたが、社内の技術力を維持するための技術者の獲得競争は激しいものとなっております。マクニカグループは優秀な技術者の確保に注力しておりますが、仮に十分な技術者を採用できない場合や優秀な技術者が流出した場合には、事業計画の遂行に影響を及ぼす可能性があります。

#### 為替相場変動の影響について

マクニカグループは、米国を中心とした海外メーカーから商品を輸入しており、平成26年3月期の国内における輸入仕入高が連結仕入高に占める割合は54.9%であります。一方、台湾、中国等のアジア・パシフィック地域を主として商品の輸出及び販売を行っており、平成26年3月期の連結売上高に占める海外売上高の割合は41.2%であります。マクニカグループでは、為替変動リスクの軽減を図るため、適切なタイミングで為替予約及び通貨オプション取引によるリスクヘッジを行っております。さらに、海外からの仕入に関しましては、海外仕入先との仕入価格改定並びに国内販売先との販売価格改定の交渉等の方策を併せて行っておりますが、為替の変動幅が予想以上に大きくなる、あるいは為替予約等のタイミングが不適切になる等により業績に影響を与える可能性があります。また、米国主要仕入先との取引は、仕入値引を仕入の実施から数ヵ月後に決済する取引条件としており、その仕入値引に相当する債権額が急激な為替の変動によって損益に影響を与える可能性もあります。

#### たな卸資産廃棄及びたな卸資産評価の影響について

マクニカグループのビジネスにおきましては、顧客からの所要数、納期などの要求に迅速に対応するため数ヶ月分のたな卸資産を確保しております。マクニカグループでは、たな卸資産額を適正に保つため商品が搭載される製品の需要予測、顧客の所要数量及び受注状況を考慮しながら、仕入先への発注を調整するなどしてたな卸資産を管理しております。しかしながら急激な顧客の所要数量の変動、また、生産中止品や保守用在庫として確保していた商品が、当初見込んでいた顧客所要数量より差異が生じる際は、廃棄、又は資産価値評価の見直しを必要とする可能性があります。このような場合は業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 主要株主のマクニカ株式保有について

マクニカの取締役会長であります神山治貴氏は、平成26年3月期末時点において、マクニカ株式7,574千株（発行済株式総数の41.8%）を所有しており、近親者による所有分を含めるとマクニカ株式8,488千株（発行済株式総数の46.9%）を所有している状況です。同氏は、マクニカの経営の安定性を維持するために長期保有を前提としておりますが、今後、同氏がマクニカ株式を売却する場合には、マクニカ株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

#### マクニカが影響下にある法規制に関して

マクニカグループは、半導体・集積回路などの最先端の電子部品及びネットワーク関連商品等の情報通信機器の輸出入を行っているため、輸出関連法規や関連諸規定の影響下にあります。マクニカグループでは、安全保障貿易管理を適切に実施するため、わが国の「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づく輸出関連法規や関連諸規定を遵守しております。取扱商品の輸出に際しては、仕入先メーカーと協力のうえ「該非判定」を実施するほか、「仕向地、需要者、用途、取引経路等」の把握にも努めておりますが、需要者を通じて懸念国に迂回輸出され、軍事的用途製品の一部に転用される可能性もあります。

マクニカグループとしましては、海外の需要者に対しても、（ ）軍事的用途に使用しないこと（ ）安全保障貿易に関する法令・関連諸規定、国際条約等を遵守することを規定した確認書を提出して頂くよう求め、リスクの軽減に最大限努めておりますが、万一、マクニカグループの取扱商品が予期せぬ需要者、用途で使用された場合、結果としてマクニカグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



#### 情報漏洩・流出に関して

マクニカグループは、業務の性格上、顧客企業の製品に関する仕様書を始めとした製品情報等を取り扱うこととなりますので、これらの情報が漏洩する危険性が考えられます。マクニカグループは、これら情報を共有可能なファイルデータベースにて保有しており、アクセス権限は設定しているもののこれらの情報に係る役職員はアクセス可能な環境下にあります。マクニカグループでは、データベースへのアクセス履歴を記録するセキュリティシステム導入等により防衛策を講じるとともに、役職員の情報管理教育を行い、マクニカグループ内部から情報漏洩を未然に防ぐ措置を講じておりますが、このような対策にもかかわらず、情報漏洩が発生した場合には、マクニカグループが損害賠償を負う可能性があり、かつ社会的信用の失墜を招き、進行中のプロジェクトの継続にも支障が生じる可能性があります。

#### 厚生年金基金の影響について

マクニカグループが加入する全国システムハウス業厚生年金基金（以下「基金」という）は、総合型基金として平成元年10月に設立され、マクニカグループは基金設立時より加入しています。基金に関し、現状においてマクニカグループが認識するリスクとしては、以下のものが挙げられます。

##### （ ） 予定利率を下回った場合の業績の変動リスク

基金は予定利率を5.5%で想定されて年金給付が決められているため、基金の運用利回りが低下した場合に、最終的な補填を加入企業が行うこととされています。現時点ではそういった補填はありませんが、今後の状況によっては、マクニカグループの直接的な業績とは関係ないところで、業績変動リスクを抱えているということになります。

##### （ ） 脱退企業の増加による負担の増大リスク

基金から脱退した事業所がでた場合、過去に加入していた年金受給者を含めて扶助していく枠組みとなっており、今後マクニカグループの負担が増加することが予想されます。

### (3) 富士エレクトロニクスの事業等のリスク

富士エレクトロニクスの経営成績、財政状態等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

#### 半導体需要動向による影響

富士エレクトロニクスグループは、個別半導体・集積回路の販売比率が90%を超える半導体専門商社であります。

ところで半導体業界には、いわゆるシリコンサイクルと呼ばれる循環的な景気変動の波があります。富士エレクトロニクスグループは販売先・用途先とも多数分散する販売方針をとっており、特定の販売先や特定の用途先には偏らない販売比率となっているものの、全体的なシリコンサイクルの変動は、富士エレクトロニクスグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 主要仕入先への依存による影響

富士エレクトロニクスグループにおける主要仕入先は、現在、米国テキサスインスツルメンツ社、米国アナログデバイス社、米国マイクロン社の3社であり、単体ベースでの販売比率は、3社合計で約70%になります。各社とは代理店契約を締結し、これまで良好かつ安定した取引関係にて推移しております。

しかしながら、仕入先の代理店政策の見直しなど何らかの要因により契約関係の継続が困難となった場合には、富士エレクトロニクスグループの業績の変動に影響を及ぼす可能性があります。

#### 為替変動による影響

富士エレクトロニクスグループは外国系半導体の販売が90%以上であり、仕入決済に占めるドル建て比率は約60%となっております。従いまして、仕入計上時と支払決済時には為替変動リスクが生じます。

これに対して、富士エレクトロニクスグループでは、為替予約等により為替変動リスクの回避に努めておりますが、急激な為替変動が起こった場合には、富士エレクトロニクスグループの業績の変動に影響を及ぼすことがあります。

#### 顧客の海外展開による影響

富士エレクトロニクスグループは国内の電子機器設計・製造会社を顧客として営業活動を展開しており、顧客の生産拠点の海外展開に伴い、アジア地区に現地法人を設置して日系企業の現地需要に対応しておりますが、富士エレクトロニクスグループの営業活動範囲外への生産移管や、現地販売店体制による商流の制約などにより営業活動が継続できない場合には、富士エレクトロニクスグループの業績の変動に影響を及ぼすことがあります。

#### 法的規制による影響

富士エレクトロニクスグループは、国内及び事業を展開する海外各国の国家安全保障に関する規制や輸出入に関する規制、移転価格に関する税制など様々な法令・規制の下で営業活動を展開しておりますが、これらの法令・規制を遵守できなかった場合、富士エレクトロニクスグループの業績の変動に影響を及ぼすことがあります。

#### 在庫廃棄・評価減による影響

富士エレクトロニクスグループは顧客の所要に適切に対応するため、受注状況を考慮しながら一定数の在庫を確保しておりますが、想定を超える顧客の所要数量の大きな減少、価格競争における製品価格の下落、技術進歩による商品の陳腐化などにより、保有する在庫の評価損や廃棄が発生する場合は、富士エレクトロニクスグループの業績の変動に影響を及ぼすことがあります。

### 5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経営上の重要な契約等につきましては、各社の有価証券報告書（マクニカにおいては平成26年6月26日、富士エレクトロニクスにおいては平成26年5月30日提出）及び四半期報告書（マクニカにおいては平成26年8月8日及び平成26年11月14日提出、富士エレクトロニクスにおいては平成26年7月15日及び平成26年10月15日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

### 6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の研究開発活動につきましては、各社の有価証券報告書（マクニカにおいては平成26年6月26日、富士エレクトロニクスにおいては平成26年5月30日提出）をご参照ください。

### 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、各社の有価証券報告書（マクニカにおいては平成26年6月26日、富士エレクトロニクスにおいては平成26年5月30日提出）及び四半期報告書（マクニカにおいては平成26年8月8日及び平成26年11月14日提出、富士エレクトロニクスにおいては平成26年7月15日及び平成26年10月15日提出）をご参照ください。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両社の設備投資等の概要につきましては、各社の有価証券報告書（マクニカにおいては平成26年6月26日、富士エレクトロニクスにおいては平成26年5月30日提出）をご参照ください。

#### 2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両社の主要な設備の状況につきましては、各社の有価証券報告書（マクニカにおいては平成26年6月26日、富士エレクトロニクスにおいては平成26年5月30日提出）をご参照ください。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両社の設備の新設、除却等の計画につきましては、各社の有価証券報告書（マクニカにおいては平成26年6月26日、富士エレクトロニクスにおいては平成26年5月30日提出）をご参照ください。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

平成27年4月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

#### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

#### 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	58,643,207 (注) 1、2、3	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4
計	58,643,207		

- (注) 1 普通株式は、平成26年10月27日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）及び平成26年11月17日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の一部変更）、並びに平成26年12月26日に開催予定の両社の各臨時株主総会の各特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。
- 2 マクニカの普通株式の発行済株式総数18,110,252株（平成26年9月末時点）、富士エレクトロニクスの普通株式の発行済株式総数16,320,828株（平成26年8月末時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、両社は、基準時まで、それぞれが保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を消却することを予定しているため、マクニカの有する自己株式377,647株（平成26年9月末時点）、富士エレクトロニクスの有する自己株式2,009,133株（平成26年8月末時点）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までにマクニカの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 3 両社は、当社の普通株式について、東京証券取引所（市場第一部）に新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。  
名称 株式会社 証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権等の状況】

マクニカが発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

## マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成27年4月1日)
新株予約権の数(個)	2,200(注) 1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙3 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙3 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成30年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙3 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙3 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「(12) その他の新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙3 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「(9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 1 平成26年11月30日現在のマクニカ第2回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のマクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにマクニカ第2回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成27年4月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日	58,643,207 (予定)	58,643,207 (予定)	10,000	10,000	2,500	2,500

(注) マクニカの普通株式の発行済株式総数18,110,252株（平成26年9月末時点）、富士エレクトロニクスの普通株式の発行済株式総数16,320,828株（平成26年8月末時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、両社は、基準時まで、それぞれが保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を消却することを予定しているため、マクニカの有する自己株式377,647株（平成26年9月末時点）、富士エレクトロニクスの有する自己株式2,009,133株（平成26年8月末時点）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までにマクニカの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

## (5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の所有者別状況については、以下のとおりであります。

## マクニカ

平成26年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）		28	22	32	133	3	4,399	4,617	
所有株式数（単元）		30,793	1,432	2,519	41,325	15	104,753	180,837	26,552
所有株式数の割合（%）		17.03	0.79	1.39	22.85	0.01	57.93	100.00	

(注) 1 自己株式377,647株は、「個人その他」に3,776単元、「単元未満株式の状況」に47株含まれております。

2 上記「単元未満株式の状況」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、75株含まれております。

## 富士エレクトロニクス

平成26年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）		29	31	41	61	3	5,029	5,194	
所有株式数（単元）		26,991	2,970	34,617	14,244	9	84,303	163,134	7,428
所有株式数の割合（%）		16.55	1.82	21.22	8.73	0.00	51.68	100.00	

(注) 1 自己株式2,009,133株は、「個人その他」に20,091単元、「単元未満株式の状況」に33株含まれております。

なお、財務諸表及び連結財務諸表においては、自己株式として処理している従業員持株会信託型E S O Pが所有する富士エレクトロニクス株式株は、「金融機関」に3,014単元含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、35単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の大株主の状況は以下のとおりであります。

## マクニカ

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
神山治貴	神奈川県横浜市青葉区	7,574	41.82
ビービーエイチ フィデリティ ピ ューリタン フィデリティ シリー ズ インタリシツク オボチユニ テイズ ファンド(常任代理人 (株) 三菱東京UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A (東京都千代田区丸の内二丁目7 - 1)	1,075	5.93
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8 - 11	697	3.85
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11 - 3	665	3.67
神山裕子	神奈川県横浜市青葉区	632	3.49
ザ チェース マンハッタン パン ク エヌエイ ロンドン エス エ ル オムニバス アカウト(常任 代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島四丁目16 - 13)	482	2.66
(株)マクニカ	神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6 - 3	377	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(三井住友信託銀行再信託分・(株) 三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8 - 11	283	1.56
マクニカ社員持株会	神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6 - 3	266	1.47
C B N Y D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O (常任代理人 シ ティバンク銀行(株))	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿六丁目27 - 30)	264	1.46
計		12,318	68.02

(注) 上記の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 668千株

日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 652千株



## 富士エレクトロニクス

平成26年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
有限会社ケイ・アイ・シー	東京都杉並区浜田山2丁目9番2号	2,569	15.74
株式会社IBK	東京都港区赤坂8丁目1-9-701	533	3.26
息 栖 邦 夫	東京都杉並区	489	2.99
観 野 福太郎	東京都港区	488	2.99
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人:株式会社みずほ銀行 決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	426	2.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	330	2.02
株式会社みずほ銀行 (常任代理人:資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1丁目5番5号 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイ ランドトリトンスクエアオフィスタワーZ 棟)	330	2.02
みずほ信託銀行株式会社 退職給付 信託 東京都民銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイラ ンドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	330	2.02
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人:シティバンク銀行株 式会社)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	316	1.93
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	247	1.51
計		6,060	37.13

(注) 上記のほか、富士エレクトロニクス所有の自己株式2,310千株(14.15%)があります。なお、自己株式には株式付与ESOP信託口が保有する301千株を含んでおります。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の議決権の状況は以下のとおりであります。

## マクニカ

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 377,600		権利内容に何ら限定のないマクニカにおける標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 17,706,100	177,061	同上
単元未満株式	普通株式 26,552		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	18,110,252		
総株主の議決権		177,061	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が75株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、マクニカ所有の自己株式47株が含まれております。

3 上記は、平成26年9月30日現在の情報であり、当社の設立日までに変動することがあります。

## 富士エレクトロニクス

平成26年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,009,100		権利内容に何ら限定のない富士エレクトロニクスにおける標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 14,304,300	143,043	同上
単元未満株式	普通株式 7,428		
発行済株式総数	16,320,828		
総株主の議決権		143,043	

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」の普通株式には、財務諸表及び連結財務諸表においては自己株式として処理している従業員持株会信託型E S O Pが所有する富士エレクトロニクス株式301,400株は含まれておりません。なお、従業員持株会信託型E S O Pが所有する富士エレクトロニクス株式301,400株は、「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,500株(議決権35個)含まれております。

3 上記は、平成26年8月31日現在の情報であり、当社の設立日までに変動することがあります。

## 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成27年4月1日時点において、当社の自己株式を保有していません。

なお、当社の完全子会社となる両社の自己株式については、以下のとおりであります。

### マクニカ

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マクニカ	神奈川県横浜市港北区新 横浜一丁目6番地3	377,600		377,600	2.08
計		377,600		377,600	2.08

### 富士エレクトロニクス

平成26年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 富士エレクトロニクス株 式会社	東京都文京区本郷3丁目 2番12号	2,009,100		2,009,100	12.31
計		2,009,100		2,009,100	12.31

(注) 「自己名義所有株式数(株)」及び「所有株式数の合計(株)」には、財務諸表及び連結財務諸表においては自己株式として処理している従業員持株会信託型E S O Pが所有する富士エレクトロニクス株式301,400株は含まれておりません。

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社のストックオプション制度の内容は以下のとおりであります。

マクニカ

マクニカは、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は会社法第236条、第238条及び第239条に基づき、マクニカの取締役及び子会社の取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを平成22年8月23日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年8月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	株式会社マクニカ取締役 1 株式会社マクニカの子会社の取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	株式移転計画書 別紙2 マクニカ第2回新株予約権の内容の「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	株式移転計画書 別紙2 マクニカ第2回新株予約権の内容の「(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙2 マクニカ第2回新株予約権の内容の「(12) その他の新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙2 マクニカ第2回新株予約権の内容の「(9) 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

富士エレクトロニクス

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成27年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定であります。

### 4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の株価の推移は以下のとおりであります。

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

##### マクニカ

回次	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	1,698	2,271	2,055	2,010	3,200
最低(円)	1,065	1,371	1,470	1,506	1,682

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

##### 富士エレクトロニクス

回次	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月
最高(円)	888	1,719	1,526	1,285	1,460
最低(円)	650	821	885	1,002	1,109

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

## マクニカ

月別	平成26年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高（円）	3,400	3,515	3,495	3,600	3,545	3,375
最低（円）	3,025	3,235	3,210	3,330	3,015	3,110

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 富士エレクトロニクス

月別	平成26年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高（円）	1,299	1,348	1,379	1,390	1,429	1,380
最低（円）	1,240	1,292	1,273	1,329	1,263	1,297

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員 の 状況】

平成27年4月1日に就任を予定している当社の役員 の 状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するマクニカの普通株式数 (2) 所有する富士エレエレクトロニクスの普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数
取締役	会長	神山 治貴	昭和21年2月5日生	昭和50年2月 株式会社マクニカ代表取締役社長 平成20年6月 同社代表取締役会長 平成22年6月 同社取締役会長就任（現任）	(注) 1	(1) 7,574,350株 (2) 0株 (3) 18,935,875株
取締役	副会長	息栖 邦夫	昭和15年11月14日生	昭和39年4月 株式会社社理経入社 昭和45年9月 富士エレクトロニクス株式会社設立 代表取締役社長 昭和55年11月 フジ・エレクトロニクス・アメリカ・インク代表取締役社長（現任） 昭和59年2月 富士半導体有限公司代表取締役社長（現任） 平成7年6月 フジ・セミコンダクター・シンガポール・Pte.,Ltd.代表取締役社長（現任） 平成11年10月 クレストロニクス株式会社代表取締役社長（現任） 平成15年2月 東京電子販売株式会社代表取締役会長（現任） 平成16年7月 富際電子貿易（上海）有限公司董事長（現任） 平成17年5月 富士エレクトロニクス株式会社代表取締役会長兼CEO（現任） 平成24年9月 フジ・セミコンダクター（タイ）Co.,Ltd.代表取締役（現任）	(注) 1	(1) 0株 (2) 489,500株 (3) 489,500株
代表取締役	社長	中島 潔	昭和30年3月13日生	昭和56年4月 株式会社マクニカ入社 平成3年5月 同社取締役コンポーネント第1事業部長 平成11年4月 同社取締役ネットワーク事業部長 同社常務取締役 平成15年6月 マクニカネットワークス株式会社代表取締役社長 平成16年3月 株式会社マクニカ取締役副社長 平成17年4月 株式会社アルティマ代表取締役社長 平成20年6月 株式会社マクニカ代表取締役社長（現任）	(注) 1	(1) 28,518株 (2) 0株 (3) 71,295株
代表取締役	副社長	息栖 清	昭和24年1月11日生	昭和48年1月 富士エレクトロニクス株式会社入社 昭和59年4月 同社第一営業部長 昭和60年5月 同社取締役 平成5年5月 同社常務取締役 平成9年5月 同社専務取締役 平成15年5月 同社取締役副社長 平成17年5月 同社代表取締役社長兼COO（現任）	(注) 1	(1) 0株 (2) 227,600株 (3) 227,600株
取締役		佐野 繁行	昭和34年6月9日生	昭和56年4月 株式会社マクニカ入社 平成7年3月 同社経理部長 平成9年6月 同社取締役経理部長 平成15年6月 同社取締役総務担当 平成19年4月 同社取締役（現任）	(注) 1	(1) 18,318株 (2) 0株 (3) 45,795株
取締役		西沢 英一	昭和32年3月26日生	昭和57年4月 東邦生命保険相互会社（現ジブラルタ生命保険㈱）入社 平成11年12月 富士エレクトロニクス株式会社入社 平成13年5月 同社経営企画室長 平成18年5月 同社執行役員経営企画室長兼総務部長 平成22年5月 同社上席執行役員経営企画部長 平成23年5月 同社取締役経理部長 平成26年5月 同社常務取締役（現任）	(注) 1	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するマクニカの普通株式数 (2) 所有する富士エレクトロニクスの普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数
取締役		荒井 文彦	昭和40年1月4日生	平成2年3月 株式会社マクニカ入社 平成15年6月 株式会社アルティマ取締役ストラテジック・ビジネス統括部長 平成18年4月 同社取締役バイスプレジデント 平成19年6月 同社代表取締役社長 平成23年4月 株式会社マクニカ執行役員 平成23年6月 同社取締役（現任）	(注) 1	(1) 3,100株 (2) 0株 (3) 7,750株
取締役		小野寺真一	昭和31年1月8日生	昭和53年4月 株式会社ワコール入社 昭和58年12月 クラウンリーシング株式会社入社 昭和62年12月 株式会社富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成22年4月 富士エレクトロニクス株式会社入社、総務部長 平成22年5月 同社執行役員総務部長 平成23年5月 同社執行役員営業推進部門副担当 平成24年5月 同社取締役営業統括副本部長 平成26年5月 同社常務取締役（現任）	(注) 1	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
取締役		Seu, David Daekyung	昭和34年11月23日生	昭和61年9月 Merrill Lynch & Co., Inc.入社（米ニューヨーク、投資銀行部門） 平成2年10月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行㈱）入行 平成12年2月 住信インベストメント株式会社（現三井住友トラスト・インベストメント㈱）ディレクター（現任） 平成19年6月 株式会社マクニカ取締役（現任）	(注) 1	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
監査役 (常勤)		宇佐美 豊	昭和24年11月15日生	昭和50年6月 ㈱マクニカ入社 平成6年6月 ㈱ネットサーブ（現㈱ネットワーク）代表取締役社長 平成12年10月 ㈱ネットワーク取締役副社長 平成21年11月 マクニカネットワークス㈱顧問 平成23年6月 ㈱マクニカ監査役（現任）	(注) 3	(1) 49,383株 (2) 0株 (3) 123,457株
監査役 (非常勤)		朝日 義明	昭和30年2月18日生	昭和52年4月 東京証券取引所（現㈱日本取引所グループ）入所 昭和58年4月 日本合同ファイナンス㈱（現㈱ジャフコ）入社 平成5年7月 ジーピーシー㈱代表取締役社長 平成23年6月 ㈱マクニカ社外監査役（現任）	(注) 3	(1) 1,000株 (2) 0株 (3) 2,500株
監査役 (非常勤)		三村 藤明	昭和25年5月30日生	昭和62年4月 東京弁護士会登録 平成3年1月 三村藤明法律事務所開設 平成14年6月 坂井・三村法律事務所（現ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業））開設（現任） 平成15年12月 富士製薬工業㈱社外監査役（現任） 平成21年5月 富士エレクトロニクス株式会社社外監査役（現任）	(注) 3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
合計						(1) 7,674,669株 (2) 717,100株 (3) 19,903,772株

- (注) 1 取締役の任期は、平成27年4月1日である当社の設立日より、平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 2 監査役朝日義明氏及び三村藤明氏は、社外監査役です。
- 3 監査役の任期は、平成27年4月1日である当社の設立日より、平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 所有するマクニカ又は富士エレクトロニクスの株式数は、本届出書提出日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。よって、当社が設立される日の直前までに、所有する両社の株式数及び割り当てられる当社の株式数は変動することがあります。
- 5 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。



## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定であります。

#### 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

#### 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。

#### 株主総会の普通決議要件

当社は、株主総会の普通決議要件について、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 取締役に関する定款の規定

当社の取締役は、15名以内とする旨を定款に定める予定であります。取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定める予定であります。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定める予定であります。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、同条項に定める取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする予定であります。

#### 監査役に関する定款の規定

当社の監査役は、5名以内とする旨を定款に定める予定であります。監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定める予定であります。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、同条項に定める監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする予定であります。

#### 取締役及び監査役の報酬等

当社は、取締役及び監査役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」といいます。）は、株主総会の決議によって定める予定であります。但し、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の総額は年額550百万円以内とし、監査役の報酬等の総額は年額70百万円以内とする旨を定款（附則）に定める予定であります。

#### 社外取締役及び社外監査役との関係

社外監査役2名と当社との間には、一部当社株式の保有（5 役員の状況に記載）を除き、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

#### 会計監査人

当社の会計監査人につきましては、新日本有限責任監査法人を選任する予定であります。

#### 中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定であります。

#### その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定であります。

#### (2) 【監査報酬の内容等】

監査報酬内容等は未定であります。

## 第5 【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、各社の有価証券報告書（マクニカにおいては平成26年6月26日、富士エレクトロニクスにおいては平成26年5月30日提出）及び四半期報告書（マクニカにおいては平成26年8月8日及び平成26年11月14日提出、富士エレクトロニクスにおいては平成26年7月15日及び平成26年10月15日提出）をご参照ください。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで。但し、最初の事業年度は、当社の設立の日から平成28年3月31日までとする予定であります。
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	未定

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定める予定であります。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

### 第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【提出会社の特別情報】

### 第1 【最近の財務諸表】

#### 1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

### 第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

#### 1 【貸借対照表】

該当事項はありません。

#### 2 【損益計算書】

該当事項はありません。

#### 3 【株主資本等変動計算書】

該当事項はありません。

#### 4 【キャッシュ・フロー計算書】

該当事項はありません。

## 第六部 【組織再編成対象会社情報】

### 第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

###### マクニカ

事業年度 第43期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）  
平成26年6月26日関東財務局長に提出

###### 富士エレクトロニクス

事業年度 第44期（自平成25年3月1日 至平成26年2月28日）  
平成26年5月30日関東財務局長に提出

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

###### マクニカ

- ( ) 事業年度 第44期第1四半期（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）  
平成26年8月8日関東財務局長に提出
- ( ) 事業年度 第44期第2四半期（自平成26年7月1日 至平成26年9月30日）  
平成26年11月14日関東財務局長に提出

###### 富士エレクトロニクス

- ( ) 事業年度 第45期第1四半期（自平成26年3月1日 至平成26年5月31日）  
平成26年7月15日関東財務局長に提出
- ( ) 事業年度 第45期第2四半期（自平成26年6月1日 至平成26年8月31日）  
平成26年10月15日関東財務局長に提出

##### 【臨時報告書】

###### マクニカ

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年12月10日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- ( ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
平成26年6月27日関東財務局長に提出
- ( ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書  
平成26年10月27日関東財務局長に提出

###### 富士エレクトロニクス

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年12月10日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- ( ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
平成26年6月2日関東財務局長に提出
- ( ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書  
平成26年10月27日関東財務局長に提出

## 【訂正報告書】

マクニカ

訂正報告書（上記 マクニカ( )の平成26年10月27日付臨時報告書の訂正報告書）を平成26年11月17日に関東財務局長に提出

富士エレクトロニクス

訂正報告書（上記 富士エレクトロニクス( )の平成26年10月27日付臨時報告書の訂正報告書）を平成26年11月17日に関東財務局長に提出

## (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

マクニカ

株式会社マクニカ 本店  
（神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

富士エレクトロニクス

富士エレクトロニクス株式会社 本店  
（東京都文京区本郷3丁目2番12号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成27年4月1日に設立予定であるため、本書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成27年4月1日に設立予定であるため、本書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。